

セミナー・インフォメーション

知的財産管理技能士会 研修委員会

知的財産管理技能士会の研修委員会では、資格取得後も継続して知識・技能を高めて頂けるよう、研修という形で定期的に学習の機会を提供しております。知財現場での今日的な課題からテーマを厳選し、経験豊富な第一線で活躍している実務家を講師として招へいし、実施している研修は、当日の会場受講のほか、インターネットの動画視聴でも受講頂けます（詳細はこのコーナーの最後に掲載しております）。

コンテンツビジネスに不可欠な「契約」について体系的に実務能力を養成

今日のビジネスにおいて、契約書は重要性を増しています。殊に、コンテンツの世界においては、デジタル化が進んだことにより、従来存在しなかったようなサービスへの対応や、従前取引をしていなかったような業種との取引が増えており、契約書は極めて重要なものとなっています。

本研修では、知的財産アナリスト認定講座（コンテンツ）でも人気の高い、コンテンツ法務のご実績豊富な弁護士村尾治亮先生を講師に迎え、契約書作成の基本的な知識、契約交渉のプロセス等を検討した上で、実践的なサンプル契約書を通して、契約書作成の実務能力を養成することをねらいとします。

第14回定例研修「コンテンツ契約の実務～基礎から実践まで～」

<動画配信期間> 2014年7月15日（火）～2015年7月14日（火）（予定）

講師：村尾 治亮 氏（東啓総合法律事務所 パートナー弁護士・ニューヨーク州弁護士／大阪大学知的財産センター招へい教授／AIPE認定知的財産アナリスト）

レベル：知的財産管理技能士2級以上程度

必要な予備知識：著作権法の基礎

こんな方におススメ：コンテンツビジネスにご興味のある方、契約書について基礎から学びたい方

研修内容（180分）

1. 契約理論
2. 契約書作成のポイント
3. 契約書の構成
4. サンプル契約書の検討
5. 契約実務における留意点

収録：2014年6月22日（日）



■講師からのメッセージ

——講義の見どころなど、お聞かせ下さい。

日本がどんなに素晴らしい知財を持っても、昨今叫ばれている知財立国を実現できるか否かは、契約で負けないことだと申し上げても過言ではありません。契約のスキルを身につけてそれを応用して交渉できることはビジネスの場において大きな武器とな

ります。契約は、本来、当事者同士で自由に決められるものです。応用力をつける為には、まず何よりも契約の基礎の基礎について学ばなければなりません。また、様々な契約サンプルや事例に実際に触れることで、契約に関するスキルを体得してほしいです。

この講義では、まず前半に契約論の基礎を学び、後半に応用編として商品化権使用許諾契約書、映

画共同制作契約書など具体的な契約サンプルを読み進めながら、実践力、即戦力を身につけられるような講義内容を目指しました。

——どのような技能士に視聴してほしいですか。

また、技能士にはどのようなことを期待されますか。

今回は「コンテンツ契約」というテーマで、講義させて頂きましたが、契約のスキルの基礎については業界を特定するものではありません。そのような意味では、特に前半の契約の基礎や一般条項の注意点などについては、コンテンツに限らず、全業界の技能士の方々に視聴して頂きたいです。

契約は弁護士にそのまま任せる、というのではなく、現場のビジネスを知りぬいている方たちこそが、最も有利な契約の作り手になれると考えます。技能士の方々には、是非この機会に契約で負けないスキルを身につけ、現場のビジネスと弁護士等専門家を繋ぐような役割をプロとして担って頂けたらと思います。



コンテンツ業務に関わるすべての方に！

研修委員 南 真紀子（エンタメ系企業法務担当、2級知財技能士、知的財産アナリスト（特許・コンテンツ））

私はエンタテインメント系の企業で法務業務を担当しておりますが、日々の業務の点検となっただけでなく、理解が不足していた部分を体系的に補充することができました。現場担当者は、ひな形を求めたり、やっていることが変わらなければ毎回同じ契約書でかまわないと思う傾向が強いですが、当事者や権利関係の前提条件、利用目的、新しい技術や概念の変化によって、毎回新たな気持ちで最大限リスクを回避できるものを作成することの必要を、随所で非常にわかりやすく説明してくださっています。細かい部分については法務担当や弁護士に任せるとしても、現場担当の方にとって、交渉に臨む際に、契約において何を取り決める必要があるのかが理解できていたら、心強

い武器になるのではないかと思いますので、すべてのコンテンツ業務にかかわる方に受講をお勧めいたします。



マンネリ契約マニュアルに潜む罠にかからないために！

研修委員 中村 良治（公益財団法人勤務、2級知財技能士）

今回の研修は、契約の基礎理論から入り、コンテンツ契約の特徴的な条項について、別冊の具体的なサンプル契約書を確認しながら進められたので、非常にわかりやすい研修でした。

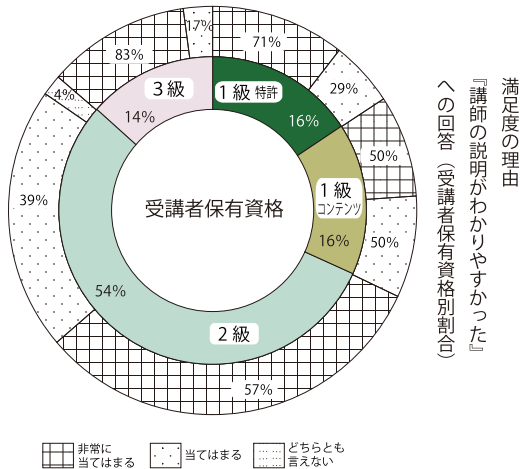
契約の基礎理論では、普段無意識にマニュアル通りに結んでいる条項も、充分見直した上で運用することの重要性を解説しています。例えば、一般的に盛り込まれる『自動更新の条項』も毎回の自動更新により、事実上期限の定めのない契約と同様になった場合、所定の契約終了前の申入れをしたとしても、その更新拒絶は信義則上制限される可能性がある等々、定型の契約一般条項も実務上見直しをしておく必要性を痛感しました。

コンテンツ契約の実務上特に留意すべき点の一つとして、「CR フィーバー事件（東京地判 H18. 12. 27）」の判決例を紹介し、著作権譲渡契約において、罠に陥りやすい著作権法第 61 条 2 項の規定の再確認を行いました。判決例を参照しながら、例え、「著作権および権利行使素材の所有権一切を譲渡する」と契約上明記したとしても、著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定される権利が特掲されていないときは、これらの権利は、元の権利者に留保されると推定されてしまうこと、そしてその反証の難しさを力説されていたのが印象的でした。

このように、普段何気なくマニュアルに流されている契約業務に罠が潜んでいることの気づきを与えてくれた、とても新鮮でわかりやすい研修でした。

■受講者の 98%が

『講師の説明がわかりやすかった』と回答！



定例研修では、会場受講者にアンケートへのご協力をお願いしています。動画視聴のご参考に、一部ご紹介いたします。

- ・ 曖昧だった契約の全体像が明確になりました。
- ・ 実践的で実務に活かせる内容だと思います。
- ・ 別紙の契約書サンプルは興味深い内容でした。

当日配布された、有用な情報がわかりやすくまとめられたテキストも、視聴サイトより入手可能です。受講情報は、次頁をご覧ください。

■懇親会レポート

このたびは、「研修会の学びを深めるとともに、講師との情報交換、技能士同士のネットワークの構築の機会を！」という趣旨のもと、交流委員会のサポートを受けて、研修終了後に懇親会を開催し、7割の受講生がご参加くださいました。引き続き同じ会場にて、お茶とお菓子を囲んだ簡素なものでしたが、研修の時とは一変し、すぐに和やかなムードになれたのは、受講生も委員もみな知財技能士という技能士会の研修ならではのことかと思いました。

質疑応答の延長戦として、不競争義務条項、著作権の契約期間、暴排条項の取り入れ方、独占使用権、秘密保持義務条項、パブリシティ権についてや、研修では聞けないような相談も飛び出しましたが、講師の先生が丁寧にご回答くださっただけでなく、他の技能士から体験を通したアドバイスが示されるなど、懇親会に参加された方はちょっぴり(?) 得をした気分を味わって頂けたのではないのでしょうか。

今後も機会があれば開催してまいりたいと思いますので、ご期待ください。

次回予告

次回の定例研修では、「知的財産価値評価」について取り上げます。知財の活用、取引の活性化に生かせる有用なスキルについてご教授頂きます。ぜひお楽しみに！

第15回定例研修「知的財産価値評価～基礎編～」

動画配信開始予定：
2014年10月15日(水) (予定)

知財ビジネスの活性化に伴い、知財業界や技能士等専門家に期待される役割もより大きくなってきています。特に重要な経営資源である知的財産の具体的金銭的価値評価法は知財ビジネスを担う上で大変重要なスキルとなります。

本研修においては、「知的財産価値評価の基礎」をテーマとして、初学者に向けた、知的財産の価値評価の基本的な考え方について学んで頂くことをねらいとします。

研修内容(180分)

1. 価値評価(Valuation)とは
2. 財務・会計の基礎知識
3. 知的財産価値評価の基礎

レベル：知的財産管理技能士3級以上

こんな方におススメ：知財業務に携わっている方や知財の価値評価についてご興味をお持ちのすべての方



・講師：小林 誠氏（デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー株式会社 知的財産グループ ヴァイスプレジデント、K.I.T. 虎ノ門大学院客員教授、AIPE 認定知的財産アナリスト）

バックナンバーのご紹介

今回ご紹介させて頂いた研修の他にも、知的財産の最前線で活躍する講師による貴重な講義が、動画にて受講可能です。地理的表示保護制度が先日閣議決定されるなど、タイムリーな知財の話題や知識が満載ですので、ぜひ学習にお役立てください。

●定例研修（会員無料）

『商標法の基礎から最先端の話題まで』～地域ブランドの保護と「地理的表示保護制度」の導入論～

今村 哲也 氏（明治大学 情報コミュニケーション学部 准教授）

『知財戦略に関するセオリとその適用限界』～当該セオリを用いたコンサルティングの可能性～

鮫島 正洋 氏（内田・鮫島法律事務所 パートナー弁護士 弁理士）

溝田 宗司 氏（内田・鮫島法律事務所 弁護士 弁理士）

『戦略ツールとしての技術標準化』～知財戦略を補完する技術標準化戦略について考える～

平松 幸男 氏（大阪工業大学大学院 知的財産研究科 教授）

●特別研修（会員割引）

『法体系の違いからみた「商標制度の国際比較」』～国によって異なる商標制度に確実に対応するために～

青木 博通 氏（ユアサハラ法律特許事務所 パートナー弁理士 / 金沢工業大学大学院客員教授）

『米国特許出願のポイント』～改正米国特許法対応を踏まえて～

大坂 雅浩 氏（米国 Mots Law, PLLC 弁理士）

知的財産管理技能士会・研修のご案内 <http://www.ip-ginoushikai.org/kenshu>

受講方法

●受講資格

研修の受講のためには、知的財産管理技能士会にご入会頂くか、利用登録が必要です。（研修の他にも多数特典がございます。詳しくはウェブサイトをご確認ください。）

研修の予定や詳細のご案内は、知財技能士会からのメールマガジンや、公式サイトにてご確認頂けます。

●受講方法

研修当日の会場での受講の他、動画配信もしておりますので、インターネット環境さえあれば、スマートフォンやタブレットでも気軽に受講可能なマルチデバイス対応で、どこでも・いつでも・何度でも受講できます。

知財技能士会への入会は随時可能で、会員の方は無料（特別研修は割引）、利用登録の方は有料ですがお好きなものだけ選んで受講できますので、ご自身のご都合に合わせて学習して頂くことが可能です。

●認定技能士制度

研修を受講して頂くと所定の単位が認定され、「認定技能士」の称号を取得する道が開けるというのも、知財技能士会の研修ならではの特徴といえます。認定技能士とは、所定の研修で年間一定単位数以上を取得したことを認定された技能士に対して、特別に付与される称号です。知財マネジメント能力の維持・向上に勤めている者であることを示す「認定技能士証」のほか、さまざまな特典が付与されます。

知財技能士の資格取得後のさらなるスキルアップに、知財技能士会主催の研修をぜひご活用ください。

